

令和4年度 第3回 北杜市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会  
並びに北杜市地域包括支援センター運営協議会  
会議録

開催日時 : 令和5年1月17日(火) 13:30~16:15  
出席者 : 委員9名(日野水会長、宮沢副会長、奥脇委員、西委員、清水委員、石井(貴)委員、伏見委員、原委員、武藤委員)  
欠席者 : 委員8名(土屋委員、植松委員、中島委員、浅川委員、大西委員、石井(理)委員、小宮山委員、大友委員)  
傍聴者 : 1名

### 1. 開会のことば

事務局:ただいまより、令和4年度第3回北杜市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会並びに北杜市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。

本日は土屋委員、植松委員、中島委員、浅川委員、大西委員、石井(理)委員、小宮山委員、大友委員の8名が欠席ですが、北杜市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、出席者が過半数を上回っているため、本会議は成立いたしますことをご報告します。

始めに、12月1日より民生委員・児童委員に指名され、会長に選任されたことに伴い、前任者の残任期間を務めて頂く委員に委嘱状を交付いたします。よろしく願いいたします。

### 2. 会長あいさつ

会長:本年もよろしくお願いいたします。第7次ゆうゆうふれあい計画の来年度中の策定を目指し、来年後半には様々な問題を答申する前段階の会議となります。今回は新任の清水真理子委員がお見えになり、経験に基づいて実効性のあるご意見を期待しております。今日はよろしくお願いいたします。

### 3. 議事録署名人選出

事務局:委員名簿の順でお願いします。清水委員と石井委員にお願いしたいと思います。

#### 4. 議事

##### (1) 看護小規模多機能型居宅介護の整備計画について

事務局：第6次ゆうゆうふれあい計画の冊子97ページ、見込み提供の方針の一つ目の黒丸で、令和4年度に申請指定により1箇所整備予定で、定員29人増を見込んでいますとある。当初、明野町において、申請を予定していた事業者の整備計画が中止となったことを昨年7月の第1回の会議でご報告したが、現行計画において看護小規模多機能型居宅介護の利用者数の増加を見込んでおり、県の施設整備費補助金の確保もされていることから、令和5年度から看護小規模多機能型居宅介護事業所を立ち上げたいという事業所があり、昨年7月から法人内において協議がされ、11月にぜひ行いたいと回答があった。武川町において武川診療所・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所などを運営している公益社団法人山梨勤労者医療協会である。令和5年度において看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を武川町において進めさせていただくのでよろしくお願ひしたい。

<質疑応答>

委員：公募があつての流れだと理解しているが。

事務局：先程の計画書97ページには申請指定によりと明記されている。また95ページでは小規模多機能型居宅介護のことが明記されており、同じく見込み・提供の方針のところでは令和4年度公募指定により1箇所整備予定としている。公募指定というのは市によって事業者の選定を行うものであり、申請指定はあらかじめやりたい事業者が手を挙げて申請するもの。今回は申請指定という形で、このまま公募は行わずに進めていくものとなる。

委員：97ページの説明では訪問介護ではなく、訪問看護だと思うが。

事務局：その通り。次期計画策定の際は注意したい。

委員：具体的な施設の説明をお聞きしたい。

事務局：小規模多機能型居宅介護はデイサービスと最大9名の泊りもでき、訪問介護も行うもの。通い・泊まり・訪問の複合的なサービスを低額利用できるのが特徴。これにさらに訪問看護と医療的なケアもできるものが看護小規模多機能型居宅介護事業所である。

委員：看護小規模多機能型居宅介護事業所を運営しているので補足説明すると、施設に入

所するレベルだが、訪問看護もついているので自宅での生活の継続がしやすいのが看護小規模多機能型である。

会 長：それでは、事務局の説明のとおり、計画に位置付けられている看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備については、武川町において、公益社団法人山梨勤労者医療協会がこれから事業を進めるということで、了承いただいたこととする。

## (2) 介護事業所調査の結果報告について

事務局：前回12月の第2回の会議におきましてご説明した次期計画策定に向けた調査を昨年10月から順次行っている。本日は昨年10月から11月にかけて実施した介護事業所調査の結果報告をする。昨年末からのコロナの影響もあり、回答が遅くなっている事業所がまだ数事業所ある状況。それをふまえて今回は中間報告としたい。昨年11月から12月まで実施した一般高齢者向けの介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、現在も調査を行っております在宅介護実態調査については次回の会議の際に報告する。

### ・事務局より資料1「調査A集計結果」について説明。

<質疑応答>

委 員：介護事業所の様々な問題が数字として出てきていると思う。緊急時の対応は今後充足すべきサービスだ。例えば緊急というのは災害時だけではなく、利用者が家庭内で病気になったり、冠婚葬祭等で必要な場合に対応してくれるという意味も含まれるか。

また、職員の平均年齢が上がってきている。将来的に外国人の採用を検討しなければならない。北杜市でも日本語の教室を開催してくれているが、そのあたりの行政としての対策・支援策を考える時期でもある。

事務局：人材確保は緊急・最重要課題である。次期計画策定に向けて外国人就労に関する支援策を他市の事例も参考にしながら、今後のアンケート調査の結果を踏まえ、また皆様のご意見を聞きながら、新たな人材確保策として一緒に考えていきたい。

委 員：外国人を雇うには住居を用意しないといけない、仲介業者に多額のお金を払わなければならないと聞いたが、国の制度で何か基準が決まっているものなのだろうか。

委 員：うちでは外国人採用をしている。外国人就労に関する制度は大きく4つあり、目的によって違うが、まず日本で技術を覚えて帰国するもの、資格をとってから日本に来るものの2種類がある。また、いわゆる技能実習、新しいものでは特定技能実習

もあるが、これは人材不足を補う目的のもの。もう一つは日本に来て介護資格をとると永住権を取れるという制度がある。この資格を取得した人は日本人と同じ扱いになるが、前の3つの制度を使った場合は日本語の勉強をしなくてはならず、その費用を施設が負担しなくてはならない。

それにかかる費用については、派遣職員を雇うよりは少し抑えられる程度。外国人は初めて日本に住むため、住居を借りられるところがないという点で、うちでも今年中に職員の住居を作る予定で、国の助成金を利用して整備していくことになる。また、市営住宅を借りているような外国人もいる。住居だけでなく家電付きで住めるようにすると初期投資がどうしてもかかるので、自分たちも支援するが、市としての支援も考えていただきたい。

・事務局より資料2「調査B集計結果」、資料3「調査C集計結果」について説明。

<質疑応答>

委員：民生児童委員をしていて、深刻なケースをたくさん抱えている。事業者の方たちも本当に大変な思いをしていることを感じている。子供がいても親を看ない。施設に入りたいが入る先がない。お金がなくて必要な施設に入れない。今でさえ困難な状況のなかで、これから団塊の世代が高齢者になり、十分な整備計画を作れるのか不安な気持ちもある。自宅で死にたいという高齢者は多いが、実際はその意思が尊重されず、それが叶わないことも多い。家族がいる場合は、もっと様々なサービスの提供があれば自宅での生活が継続できるケースもあると感じる。そういう視点も大事だと思う。

委員：調査が良くなっていると感じている。自宅に住みたいと思うかと聞くだけでは不十分だと感じていた。調査項目が細かくなり、良くなっている。これをもとに議論していくことが大事である。

資料3 調査Cの3ページで療養型・介護医療院は昔の感覚だと医療付きの特養というイメージがある。そこで看取ると思っていたが、居所変更する人がいて看取りが少ない点を疑問に感じた。わかる方がいれば教えていただきたい。

事務局：計画書に書いてある内容になるが、日常的な医療管理や看取り、ターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能を兼ね備え、高い介護や多様な介護を行うということである。北杜市には今までなく、甲陽病院が転換する形で初めてのケースになる。

委員：療養型と介護医療院が一緒にまとめられているが、当院では介護医療院は開設されていないが、将来的には療養型のところの介護保険に入られている方が介護医療

院に移行する。ここでは介護医療院とは見出しにあるものの療養型のみの数値を表していると考えてよいか。

副会長：あくまでも推測の域だが、甲陽病院の回答は介護保険適用の介護療養型の数値。県内や全国的に見れば医療保険適用の療養病床というのはまだ圧倒的に多い。その数値が反映されていない結果かと思う。十数人の成年後見人をしているが、実態として、県内の医療機関で医療保険適用の病床で終末を迎える方もいる。その部分は反映されていないと推測される。国のフォーマットなので、医療保険の療養病床や一般的な医療機関での入院者の患者の死亡の数値は反映されていないという理解でよいか。

事務局：これはあくまでも介護保険サービスの北杜市内の事業所の数値である。資料3の7ページ表に詳しく数値を示してある。数値の意味するところは、これから議論し、本人の希望を叶えるためにどのようなものが必要かという話につなげて行く必要があると思う。

副会長：先ほど清水委員から、施設に入って身元の引受人や保証人がいない場合に困るという話があった。資料3の15ページの設問は、身元引受人や保証人ありきの質問だと思うが、厚生労働省の通知にあるように、それを理由に施設の入所を拒否することはできないことになっている。ただ、施設側は誰かいないと困ると思う。亡くなった時、入院する時、医療の同意、施設の利用料の支払い、死後の事務等。認知症・独居の方は、成年後見人やご本人の代理を務める方を設ける必要がある。ご本人がある程度意思表示ができれば、本人を含めて複数の関係者で意思決定の支援を丁寧に行う、また意思表示ができない場合に代行を決定する仕組みを作りなさいと言われていた。北杜市としては、住民が安心してご自宅や施設で最期を迎えるために、老人福祉計画の中でもそろそろきちんと定める必要があると考える。他の都道府県の先進地域ではそこまで踏み込んでやっている。そこを参考にすべき。

### **(3) 地域包括支援センター事業について**

・事務局より資料4・5・6・7について説明。

<質疑応答>

委員：社会資源ということで資料6-4にある食事の宅配サービスについて。需要はあり、作ることはそれなりにできる。配達、届けるサービスがあれば、増やせる可能性があるのではないかと。

委員：民生委員でやっているのは月に1、2回だが、作り手が不足している。必要としている人はかなりいると思う。食べることは生きる基本なのでとても大事である。また、いま非常に求められているのは外出支援だと感じている。免許を返納してしまったら病院にも買い物にも行けない。ボランティアで外出支援をやりたいという人も一部にいたので、もっと力を入れなくてはいけないと思っている。

副会長：権利擁護のところで経済的虐待が増えているという説明があったが、その要因は？コロナ禍による経済不況、物価高等の問題なのか。家族構成等の問題なのか。それとも本人の認知症等なのか。ざっくりで構わないので教えてほしい。  
もう一点は社会福祉協議会に中核機関を委託して成年後見制度の普及啓発、市長申し立ての個別的な支援調整会議も行われつつあるので、そのあたりの効果をどの程度見込んでいるのか、体制整備としてこうしていきたいといった展望をお聞きしたい。

事務局：虐待対応について。年々件数がうなぎ上りになっている。経済的虐待が多いのが北杜市の特徴だと感じている。コロナというよりも、8050問題のような親の年金をあてにしながら生活していて介護サービス費用が払えないというケースが経済的虐待に含まれる。その割合が比較的多いのが北杜市の特徴ととらえている。  
成年後見制度については、必要そうな人を相談などでキャッチし、民生委員やケアマネジャーとアセスメントで課題分析をして、中核機関につなげていく役割を地域包括支援センターが担っている。後見人が決定したらバックアップをしていくといったチーム支援で動いている。  
福祉課での成年後見については、専門職の先生からアドバイスをもらう機会が多くなっている。今後も制度の周知をしていくとともに、ゆくゆくは市民の方に後見人になってもらえるような研修ができるようにしていきたい。今年度から成年後見制度利用促進協議会を立ち上げており、こういった活動を展開していけばいいか、委員の皆さんに意見をいただいているところである。

#### **(4) 高齢者の外出支援サービスモデル事業について**

・事務局より資料8について説明。

<質疑応答>

委員：なぜ対象者が要支援1、2なのかがよくわからない。要介護1、2の人の通院の手段があるか？ないのではないかな。

事務局：要介護になったら介護保険というのが基本的な考え方である。要支援1、2で総合事業を使い始めた後、要介護になっても継続して使い続けることができるというように制度が変わったので、相談しながらやっていただきたい。最初から要介護1、2の方も当然いるかと思うが、いまの状態では、総合事業として要支援の方しか対応することができないので、要介護の方には介護保険サービスを使っていたいただきたい。

委員：要介護1、2の方が利用できる介護保険には移動支援サービスはないのが現状である。

会長：社会福祉協議会では外出支援を行っている。個別支援になるので、地域包括支援センターを起点に探ってみてほしい。

委員：要介護支援でなくても、北杜市は全般的に外出手段がない。私は公共交通の会議にも出ているが、先ほどの説明のように簡単にはいかない。柔軟な考え方でもっと思い切ったことをやらないと北杜市は変わらないと思う。明山荘さんに高齢者の方々の買い物ツアーをやっていただいた時、お店に行き自分で品物を確認して買えることを非常に喜んでいて。高齢者移動の公共交通問題は帰路に立っていると思う。

会長：この外出支援は一案だと思う。

副会長：ゆうゆうふれあい計画で令和5年度までの目標値は3年間だが、外出支援サービスモデル事業自体が今年度で終了という理解でよいか。ゆうゆうふれあい計画の50ページにあるように外出支援サービス事業の担当課が福祉課になっているがこれはタクシー券のことか。それはいまどうなっているのか。

事務局：福祉課で外出支援サービスを行っている。対象は高齢者で公共交通機関が使えない、車の乗降時に介助が必要、住民税非課税世帯の方であること、高齢者のみの世帯であることとなっている。ご自宅から医療機関までタクシーを利用される場合、初乗り分を補助する内容。受診のためのタクシー券を月に2枚支給している。昨年度の実績では15人の申請があった。

副会長：使い道や条件の範囲を拡大すればだいぶ違うのではないかと。地域支援事業でボランティアポイント制度がある。元気な高齢者をボランティアで要介護状態にならないようにするものだが、外出支援サービス事業に参入してもらえると補助金もポ

イントももらえるようにすればいいかもしれない。そのような仕組みを柔軟に考えていく必要があるのでは。杓子定規に事業計画や公共交通事業でやってますではなく、そのような小さいところからアイデアを出し合ってやっていければよくなるのではないか。発想の転換が必要。

## (5) その他

### ・事務局より「百歳慶祝対象者数の見込」資料を説明。

事務局：福祉課より、100歳を迎える高齢者が増えているため、祝い金の支給額10万円から5万円への見直しについて検討している。今後は健康寿命の延伸に力を入れていきたい。ご意見をいただきたい。

委員：以前は100万円くらいもらえたのだろう。確かに人数は増えているが、個人的な感想だが14年間でたったこれだけの人数である。前は100万円もらえていたのをみんな知っている。敬老祝い金も毎年もらえていたが、今は88歳だけになった。祝い金を5万円にする会議には参加したくない。地域を支えてきた100歳まで生きた方に減額はしたくない。

事務局：決定する会議ではなく、ご意見を伺いたいと考えている。

委員：違う事業で補填する場合、どんな事業にするのか。高齢者のためになるような使い道であればまた違う。たとえば感謝状のような形にするのか、そこを考えてもらいたい。

副会長：この委員会に意見を求めたということは、ゆうゆう計画に位置づけしなければならないということか。ただ意見聴取の場として探ってみたというだけなのか。しっかり計画に盛り込みます、祝い金はこうします、減額についてはこうしますということ盛り込むことが必要ではないか。責任の所在をあいまいにしたまま意見を聞かない方がいい。

事務局：祝い金についてはゆうゆうふれあい計画に載っているが、総合計画や地域福祉計画との連動を図ったものである。

副会長：高齢者だけにお金を使うのではなく、高齢者の方々の意見も聞きながら子育て支援充実の原資にするとか、そういう考え方もできる。

会長：この場の意見としてはどちらかというと反対ということになる。



事務局：12月の議会で補正予算計上された臨時事業について。北杜市介護事業所物価高騰等対策支援金事業としてコロナ禍において燃料価格、電気ガス料金等の急激な物価高騰で影響を受ける介護事業所へ安定的な事業の継続のための支援金である。申請は1月10日から2月28日まで。支援金額は、特養及び老健施設など入所系施設が50万円、グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所が40万円、通所系事業所が20万円、訪問系事業所が10万円となっている。ただし、複数のサービス事業所を運営している法人については1法人あたりの上限が100万円となっているので、ご承知おきいただきたい。また、次回の会議については3月の下旬を予定している。

## 6. 閉会のことば

副会長：長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。次回も盛りだくさんの内容になると思うが、事務局からの説明もできるだけ、なお一層わかりやすくご協力をお願いしたい。本日はお疲れさまでした。

事務局：以上を持ちまして閉会いたします。ご協力ありがとうございました。